



特別支援教育



令和6年4月 三島市教育委員会

特別支援教育とは ※H19. 4. 1「特別支援教育の推進について(通知)」文部科学省を参考に作成

三島市は、平成 15、16 年度に静岡県教育委員会から「特別支援教育推進体制モデル事業」の指定を受け、早くから、特別支援教育の体制づくりに取り組んできました。

そのようななか、平成 19 年 4 月には、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられました。

特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、それまでの特殊教育対象の障がいだけでなく、**LD(学習障がい)**、**ADHD(注意欠陥多動性障がい)**、**高機能自閉症等の発達障がい**を含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。

なお、文部科学省が行った令和 4 年度の調査によると、発達障がいの可能性のある特別な支援を必要とする児童生徒は、通常学級に約 8.8%在籍しているとされています。

三島市の特別支援学級及び通級指導教室

知的障害特別支援学級がある学校

→ 東小、南小、北小、中郷小、北上小、南中、北中

自閉症・情緒障害特別支援学級がある学校

→ 南小、北小、錦田小、北上小、南中、北中、北上中、錦田中

通級指導教室がある学校

→ 西小(ことばの教室)

→ 東小、北小、中郷小、錦田中、南中、北中(LD等通級指導教室)

LD等通級指導教室とは

通常の学級に在籍している LD (学習障がい)、ADHD (注意欠陥多動性障がい)、高機能自閉症等の発達障がいのある児童生徒が、障がいの状態の改善または克服を目的とする「自立活動」を中心に、ソーシャルスキルやコミュニケーション力を高める指導等を、個別で受ける教室です。

LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)、高機能自閉症とは

- ・ 聞いたことの理解が難しい
 - ・ ことばでうまく表現できない
 - ・ 文章をたどたどしく読む
 - ・ 文字を書くのが遅く、形が整わない
 - ・ 鏡文字になる
 - ・ 計算(繰り上がり、下がり)が苦手
- これらのいくつかに著しい現れがあるお子さんは、**LD(学習障がい)**の場合があります。



LD(学習障がい)

基本的には全般的な知能の遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」又は「推論する」ことに著しく困難を示し、学習内容が難しくなる小学校3年生くらいから目立つようになります。学習内容が理解できていても、うまく表現できないことがあります。

- 整理整頓が苦手
- よく忘れ物をする
- 物事に集中できない
- 不注意な間違いをする
- 落ち着きがなく、何度も席を離れて出歩いてしまう
- すぐに気が変わって別なことをしたり、別な話をしたりする



これらのいくつかに著しい現れがあるお子さんは、**ADHD(注意欠陥多動性障がい)**の場合があります。



ADHD(注意欠陥多動性障がい)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とします。7歳以前に現れるとされています。

つい席を立ってしまう、話を最後まで聞けない、順番を待てない、整理整頓ができない、ちょっとしたことで怒り出すなど、友達とのトラブルが発生したり、学習内容が定着しにくかったりします。

- 好き嫌いが激しい
- 大きな音を嫌がる
- 暑さに弱い
- 自分なりの手順があり、急な予定変更があると落ち着かなくなる
- 自分の関心があることを一方的に話すことがある
- 自分の興味があることには、大人顔負けの知識をもっている
- 仲間と協力することが苦手



これらのいくつかに著しい現れがあるお子さんは、**高機能自閉症**の場合があります。



高機能自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。(さらに言葉の遅れを伴わないものを**アスペルガー症候群**という。)相手の気持ちを察したり、周りの状況に合わせて行動したりすることが苦手で、こだわりを示すこともあるため、対人関係やコミュニケーションのトラブルを起こしがちです。

※ これらのあらわれは、以前は、その子の性格や家庭のしつけ(家庭環境)に原因があると考えられていましたが、今日では「中枢神経に何らかの機能不全があると推定される」と考えられるようになりました。それにともない、発達障がいの子どもが順調に成長するためには、医師や臨床心理士等による専門的な診断や判断を手がかりに、その子どもに適した特別な教育的支援や療育支援が必要であると考えられるようになりました。

LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)といわれている有名人

ロダン、レオナルド・ダ・ビンチ、織田信長、坂本龍馬、モーツァルト、エジソン、アインシュタインなどは、LD 又は ADHD だったのではないかとされています。個性を生かして成功した人は、現代でもたくさんいます。



三島市ではこんな取組をしています

特別支援教育について三島市の公立幼稚園・保育園・小中学校で取り組んでいる主な内容は次のとおりです。

1 すべての公立幼稚園・保育園・小中学校では、特別支援教育コーディネーターを園・校務分掌に位置付けています

特別支援教育コーディネーターは、園・校内の特別支援教育の中心的な役割を果たし、対象幼児児童生徒の把握から、個別の指導計画作成の指示、園・校内の関係者や保護者、行政機関（三島市発達支援センター）や福祉機関等と連絡調整を行います。



2 すべての公立幼稚園・保育園・小中学校に園・校内委員会を設置しています

園・校内委員会では、対象幼児児童生徒の把握を行い、適切な支援方法を検討します。

3 教職員の研修を進めています

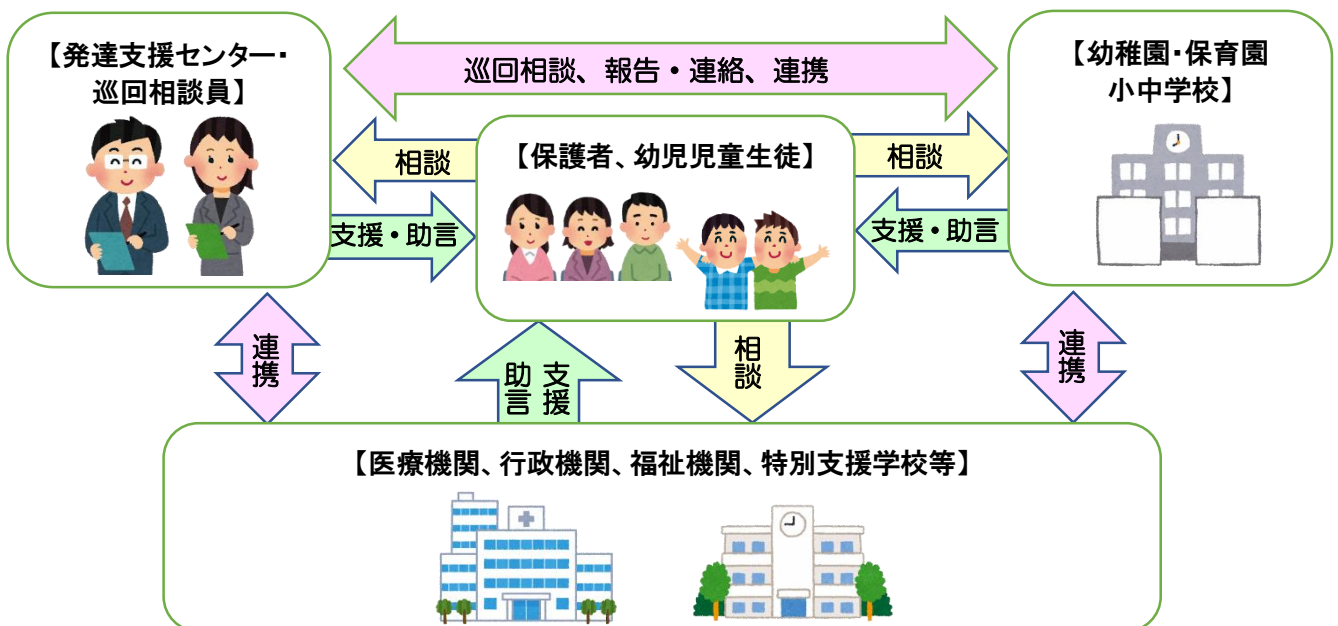
教職員は、園・校外の研修で、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等の発達障がいのある幼児児童生徒への理解を深め、具体的な支援方法を学んでいます。

4 専門家による巡回相談を実施しています【発達支援課】

臨床心理士等の専門家（巡回相談員）が公立幼稚園・保育園・小中学校を訪れ、相談活動を行います。巡回相談員は、幼児児童生徒の実態を把握し、学級担任や保護者等に具体的な支援方法等をアドバイスします。保護者の承諾により発達検査を実施することもできます。

保護者の皆様へ

子どもには、それぞれ個性があります。その個性に適した支援をしていくことで、自己肯定感が高まり、能力を発揮できます。そのためには、園・学校と家庭が協力して子どもの成長を支えていく必要があります。保護者も保育士・教員も、子どもたちの健やかな成長を願う気持ちは同じです。お子さんのことで少しでも気になることがありましたら、まず学級担任や特別支援教育コーディネーターに相談してください。保護者からの希望により、医療機関・行政機関（三島市発達支援センター）・福祉機関と連携を図っていきます。



問合せ 三島市教育委員会 学校教育課 055-983-2671